

平成28年12月27日

法務局からのお願い

このたびの糸魚川大火の被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

これから、徐々に個人の敷地内のがれきの撤去が行われるとのことですが、撤去に当たり下記の事項に御留意願います。

法務局には、被災地域の各土地の境界を復元できる精度の高い地図の備付けがありません。今後、境界に関するトラブルを未然に防止するために、がれきを撤去する際には、可能な範囲で、隣地とのブロック塀や擁壁、境界標等の地物・構造物を残す、または、撤去前に立会いを行い、それに代わる措置を施す等一定の御配慮をお願いします。

上記以外でも、法務局では建物の滅失登記等について法務局2階事務室で随時相談をお受けします。

相談は平日の午前8時30分から午後5時15分まで ただし、12月29日から来年1月3日までを除く。

糸魚川市寺町2丁目8番30号

新潟地方法務局糸魚川支局

電話 025-552-0356